

議案第103号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

別表第2の6級の項中「指導主事の職務」を「主任指導主事の職務」に改め、同表5級の項中「副所長の職務」を「副所長の職務 指導主事の職務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

人事院勧告及び埼玉県的一般職の職員の給与改定の状況に鑑み、一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。